

## 消費生活センター啓発事業実施計画

生活じょうずな 消費者になろう



平成27年3月

かほく市

# はじめに

近年のめまぐるしい社会情勢の中、消費者を取り巻くさまざまなトラブルが横行しています。トラブルの形態や勧誘の方法など、日々変化し、多様化しているため、複雑で、理解できずにトラブルに巻き込まれてしまう事例も発生しています。

かほく市では、「活力とやすらぎのあるまちづくり」実現のため、安全・安心な住み良い環境づくりを市の基本理念としています。

消費者行政において、市民が安心して暮らせるための一役を担っている相談窓口として、平成17年4月1日、専任の職員を配置した消費生活相談窓口を設置し、相談業務のほか、さまざまな啓発事業を行なってきました。

平成23年4月1日には、かほく市消費生活センターを開設し、専用の相談室等を整備し、専門相談員を雇用するなど相談体制の充実を図るとともに、一層充実した啓発事業を展開してきたところです。

消費生活センターでは、市民が安心して消費生活を送っていただくために、相談事業並びに消費者トラブルに関する情報発信が必要であり、市民が自ら被害にあわないための消費者力をアップしていただくことが重要であることから、計画的、かつ、的確な啓発事業の展開を行なっていきたいと考えています。

以上のことから、「生活じょうずな 消費者になろう」のキャッチフレーズのもと、この「かほく市消費生活啓発事業実施計画」を作成するものです。

また、市民が結成する“かほく市消費生活サークルひだまり（平成25年4月26日発足）”が積極的に活動することにより、市民に対し、身近な存在としてスムーズに啓発事業が進んでおり、その効果を期待しています。市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。



## 1. 方針

かほく市では、被害の救済や相談者への対応は、人権擁護の観点からも最も重要と考え、市民がこのような被害に遭わないために、かほく市民に一番身近な消費生活センターとして、市民に寄り添った講座などを実施し、積極的な啓発事業に取り組むものです。

この取組みを通じ、センターの周知に努め、あらゆる媒体を利用し、市民一人ひとりが消費者力をアップできる機会を提供し、消費者被害を未然に防ぎ、市民の消費生活に関する安心確保を図るものです。

そのための方針として、相談事例などを取り入れ、年齢に応じた啓発事業を展開し、また、ニーズに対応した的確な情報を発信するため、市内各種団体や市関係各課やさまざまな関係機関とも有効な連携の下、視覚にうったえ、出席者の記憶に残るような参加型で楽しく学んでいただける講座を提供します。

以上の啓発活動を展開するためには、行政職員や消費生活相談員をはじめ、消費生活サークルのメンバーが一丸となって、さまざまな研修会などへ参加し、最新の消費者トラブルの情報収集、情報共有を図るなど、積極的に自らの研鑽に努めるものとします。



## 2. 事業計画

実施時期 通年、随時受付

実施内容 市内各種団体からの依頼や、出前講座や敬老会など市事業等において、その時期や目的に応じ的確にメニューを選択し講座の実施・情報の提供をします。また、市外からの依頼に対しても、可能な限り啓発事業を実施するものとします。

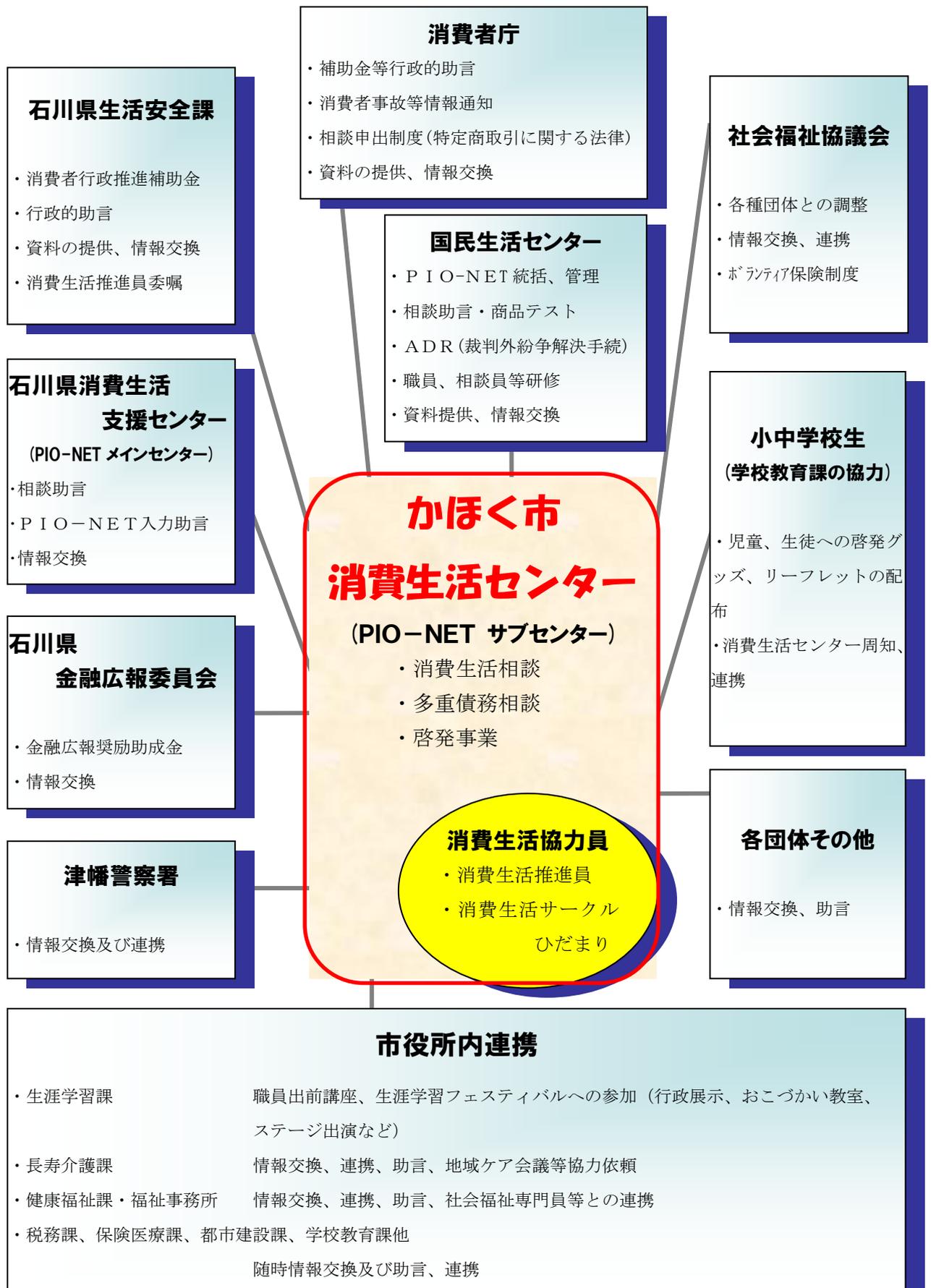
- ①高齢者や若者・中学生など、年齢に応じた周知事業
- ②市民の消費者被害を防止するための講座
- ③適正な金銭感覚が身につくための、子ども向け金融教育
- ④市広報紙を有効に活用し、注意喚起や情報提供
- ⑤ホームページを活用した注意喚起や情報提供
- ⑥相談事例を取り入れた、効果的な啓発事業
- ⑦啓発グッズ作成・配布した啓発事業の強化
- ⑧相談事例を取り入れた、オリジナルのリーフレット等の作成
- ⑨かほく市消費生活サークルひだまり（平成25年4月26日発足）が行なう啓発活動の支援

### 《参考 主な啓発事業》

| 時 期        | 事 業 名             | 内 容                               |
|------------|-------------------|-----------------------------------|
| 随時         | 出前講座              | 講義、寸劇等                            |
| 9月～10月     | かほく市敬老会           | 寸劇等                               |
| 10月 or 11月 | 生涯学習フェスティバル       | ステージ、行政展示                         |
| 随時         | 子ども向け金融教育         | 紙芝居、カルタ、ゲーム等                      |
| 随時         | 他機関連携事業           | 啓発物品配布等                           |
| 随時         | 他機関・他所管課依頼事業      | 啓発物品配布等                           |
| 随時         | センター独自事業          | 懸垂幕の掲示、啓発用DVD作成・上映、リーフレット・啓発物品の作成 |
| 随時         | 消費生活サークルひだまりの独自事業 | 啓発物品配布等                           |



### 3. 消費者行政連携



(平成 29 年 4 月改訂)